

高山村特産品開発支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 高山村産の農産物や資源を活用した特産品の開発及び既存商品の改良をしようとする事業者等（以下「事業者等」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、高山村補助金等交付規則（昭和55年高山村規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特産品」とは、高山村産の農産物や資源を使用して加工、製造される農林畜産加工品、工芸品等をいう。

(交付対象者)

第3条 前条に規定する補助金の交付対象者は、高山村の農産物や資源を活かした特産品開発に熱意のある次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 村内に住所を有する個人又は法人
- (2) 村内に店舗又は事業所を有する者
- (3) その他村長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは対象としない。

- (1) 村税、各種料金等を滞納している者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは、暴力団員と密接に関係を有する団体等

(交付対象事業等)

第4条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、補助金の交付は、1事業者等につき1事業限りとする。また、当該事業が複数年度にわたる場合には、年度ごとに1回ずつ申請できるものとし、交付回数は3回を限度とする。

- (1) 特産品開発事業
特産品を新たに開発するための研究・開発事業及び広報事業
- (2) 既存商品改良事業
既存商品を改良し、特産品としての魅力を高めるための研究・開発事業及び広報事業

2 前項の規定にかかわらず次の各号に掲げる事業は交付の対象としない。

- (1) 宗教的又は政治的な目的を有する事業
- (2) 公序良俗に反する事業
- (3) その他村長が特に不相当と認めた事業

(対象経費)

第5条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる経費は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、交付決定日以前に執行した経費は除く。

- (1) 設備費
- (2) 商品又はメニューの開発費
- (3) 試作品等の品質検査及び栄養成分分析費用

- (4) 各種許認可の申請及び商標の出願等に係る費用
- (5) 商品パッケージ等の製作に係る費用
- (6) 店頭販売時等の広告宣伝費用
- (7) その他村長が適当と認める経費

(補助額)

第6条 第1条に規定する補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。

2 補助金の限度額は、30万円とする。ただし、複数年度にわたる場合であっても、合計の補助金の額は30万円を上限とする。

3 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書等)

第7条 規則第3条に規定する申請書は、高山村特産品開発支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 高山村特産品開発支援事業補助金事業計画書(様式第2号)
- (2) 高山村特産品開発支援事業補助金収支予算書(様式第3号)
- (3) 誓約書兼同意書(様式第4号)
- (4) 事業に係る見積書の写し等
- (5) その他村長が必要と認める書類

(交付の条件)

第8条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 交付対象事業は、原則として国、県、村の補助金の交付を受けていないこと。
- (2) 交付申請書及び関係書類に虚偽がないこと。
- (3) 村が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び検査等に応じること。
- (4) 不正受給等が発覚した場合は、補助金の返還等に応じること。

(交付決定書)

第9条 規則第6条に規定する決定書は、高山村特産品開発支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)によるものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、高山村特産品開発支援事業補助金事業計画変更申請書(様式第6号)によりあらかじめ村長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 事業を中止する場合
- (2) 補助金の額が変更になる場合
- (3) 事業内容を変更(軽微な変更は除く。)する場合

(概算払の請求)

第11条 第9条の規定により補助金の交付決定を受けた者が規則第4条に規定する概算払の請求をしようとするときは、高山村特産品開発支援事業補助金概算払請求書(様式第9号)を村長に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第 12 条 規則第 12 条に規定する実績報告書は、高山村特産品開発支援事業補助金実績報告書（様式第 10 号）によるものとする。

2 規則第 12 条に規定する必要な書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 高山村特産品開発支援事業補助金事業報告書（様式第 11 号）
- (2) 高山村特産品開発支援補助金収支決算書（様式第 12 号）
- (3) 事業に係る支払を証明する書類の写し
- (4) 事業の実施状況がわかる写真、資料
- (5) その他村長が必要と認める書類

3 前 2 項の書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業を実施した年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

（確定通知書）

第 13 条 規則第 13 条に規定する補助金の確定通知は、高山村特産品開発支援事業補助金確定通知書（様式第 13 号）によるものとする。

（補助金の交付請求）

第 14 条 前条の規定により補助金の交付の確定を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、高山村特産品開発支援事業補助金交付請求書（様式第 14 号）によるものとする。

（委任）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。